

東近江行政組合職員の互助会に関する条例

(昭和47年11月6日)
(中部地域消防組合条例第30号)

改正 平成3年3月1日 条例第5号
平成10年3月12日 条例第1号

(趣旨)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条および第43条の規定に基づき、本組合職員の厚生福利制度の増進および共済制度の確立を目的として、東近江行政組合職員互助会(以下「互助会」という。)を設置する。

(管理運営)

第2条 互助会の管理および運営は、会員の総意に基づいて行なう。

(事業)

第3条 互助会は、会員の福利厚生に関する事業、医療等に関する給付およびその他の事業を行なう。

(経費および補助)

第4条 互助会の経費は、会員の掛金、寄附金、補助金およびその他の収入をもつてあてる。

2 組合は、互助会に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

(職員の専従)

第5条 管理者は、組合の職員を互助会の業務に従事させることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則 (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。